

横浜市都築区における保護司活動と「地域社会」

“Community” and Rehabilitation of the Criminals and the Juvenile Delinquents:
A Case Study of Tuduki-Ward, Yokohama-City

浅沼直子 Naoko ASANUMA

本研究の目的は、大都市周辺部の郊外型コミュニティにおいて、保護司活動がいかに関展されているのかを考察することを通じて、現代の「地域社会」を明らかにすることである。わが国の更生保護行政を担う保護司は、自らの生活圏である「地域社会」において、犯罪者や非行少年が、帰宅先である「地域社会」の一員として「健全な」生活を送るための指導・援護を行っており、「地域性」を活かした処遇が期待される。一方、対象者である犯罪者や非行少年は、その前歴を隠しつつ社会生活を再開させることを望む場合が多く、彼（女）らと直接的に接触する保護司には厳しい守秘義務が課せられている。つまり、「地域社会」という枠組において、隠されるべき存在である人々（犯罪者、非行少年）が、「地域性」という優位性を有すると認定される人々（保護司）との関係性を保持することが制度として期待され、一つの構造として存在し機能していると言える。

横浜市都築区は、東京都心から南西約25 km、横浜市の北部に位置し、区内には港北ニュータウンが広がっている。同区を活動範囲とする保護司を対象に質問表及び、聞き取り調査を行った。

保護司に期待される「地域性」として「地縁によるパーソナルかつインフォーマルな影響力」が挙げられる。調査結果より、「影響力」を及ぼし得る人材として評価、認識され得る所以として、保護司が「地域社会」の「有力者」としての側面を有するということが確認された。こうした側面を支えているのが、推薦を前提とした委嘱のシステムである。つまり、「地域社会」において築いてきた人間関係及び、「地域社会」に対する貢献という実績が、町内会や先輩保護司の推薦という過程を経ることによって具現化され、犯罪者や非行少年の更生を「地域社会」において担う保護司候補者の「有力者」としての側面を保障する機能を果たしているということである。なお、保護司候補者として選任されてくる人々は、港北ニュータウンの開発以前から対象地域に生活している人（地権者）が大半を占めており、都築区において

は、ニュータウンの開発事業の際に「地域」に貢献していたかという評価や意識が、「有力者」としての認識に、影響を及ぼしていると考えられる。

また、更生保護のシステムは、本質的に「階層性」を基盤にした「庇護＝従属」関係の下に成立するとされ、大都市周辺部の「郊外」、特に計画的な開発が行われた郊外新興住宅地域の住民構成等に見出される「均質性」がいかに関影響を与え得るのかが問題となる。なぜならば、保護観察対象者と保護司との関係において、「地域社会」の「均質性」は、「有力者」としての保護司の存在感つまり、「上層」に位置する人物としての認識の欠如に結びつくものと考えられるからである。しかし、本調査においては、「均質性」を認識させるような事実は顕著ではなかった。しかし、一方で、自己の関心や利益に基く小人数の社会集団が地域住民の活動を規定しているという「内輪志向」が確認された。つまり、地域住民の規範意識は、「地域社会」という枠組における「上下」の意識というよりも、そうした小集団の形成及び、維持の必要性から生じるものであることが伺われる。

そこで、両者の関係性を支える要素として、「守秘義務」と保護司の「隠す努力」が重要であると考える。これらの要素により、保護観察対象者と保護司の関係は、「地域社会」における関係性の網目から切り離された存在となる。こうした非常に限定的で特異な関係性は、両者の間の直接的かつ個人的な関係性によって維持されるものであり、ここに生じる拘束力が、対象者の「地域社会」への復帰を見守る保護司の動機を支え、保護観察対象者の保護司に対する「義理」という意識となって、両者の「庇護＝従属」関係に基く影響力を実現していることが考えられる。